

令和3年9月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

緊急事態宣言解除後の感染防止対策への協力について（通知）

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

緊急事態宣言解除後の10月1日から10月24日までは、緩和された要請に基づき対応されるよう貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

【事業者への要請内容】

○10月1日から10月24日までの間、特措法第24条第9項に基づき、次の通り要請

- ・マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組4人以内または同居家族での利用に限る。
- ・マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組4人以内または同居家族での利用に限る。
- ・その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組4人以内または同居家族での利用に限る。
- ・これらの要請に応じた店舗には、協力金を支給するが、要請に応じていないことが判明した場合には、協力金は支給しない。

【協力金に関する事項】

- ・10月1日から10月24日の要請期間に応じた協力金は第15弾として交付
- ・1日あたりの交付予定額は、売上高方式の店舗は2.5万円～7.5万円となる。(売上高減少額方式の店舗は上限20万円に変更なし。)
- ・協力金第15弾の本申請は、10月下旬を目途に申請受付を開始する予定

事業者の皆様へ

1 飲食店等に対する要請（令和3年10月1日～令和3年10月24日）

- ・ 営業時間短縮要請
 マスク飲食実施店認証店(※):5時～21時(酒類の提供は11時～20時)
 マスク飲食実施店認証申請中:5時～20時(酒類の提供は11時～19時30分)
 その他の店舗:5時～20時(酒類の提供禁止)
 (※)現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む
- ・ 利用人数の制限
 1組4人以内または同居家族としてください
- ・ 時短要請に応じていただいた店舗に対して協力金を交付します。
 詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。
- ・ 飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)
- ・ 感染防止対策の要請(法24条第9項)
- ・ ガイドライン遵守の要請(法24条第9項)

2 大規模集客施設等に対する働きかけ

- ・ 営業時間短縮の働きかけ(5時～21時)
- ・ 感染防止対策の要請(法24条第9項)
 ※デパ地下含む
- ・ 酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

3 イベントの開催制限について(令和3年10月1日～令和3年10月31日)

- ・ 5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)
- ・ 人数制限
 下表の【収容率】と【人数上限】のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- ・ イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
- ・ 入場者の感染防止のための整理誘導【働きかけ】
- ・ 酒類提供自粛(持ち込み含む)【働きかけ】
- (※)既存販売分については適用しない

4 イベントのチケット事前販売について

- ・ 令和3年11月1日から令和4年1月31日までに開催するイベントの事前販売を10,000人上限とするよう働きかけ

5 その他

- ・ 企業における在宅勤務等の推進
- ・ 飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- ・ 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)



飲食店等の事業者のみなさまへ

マスク飲食実施店 認証制度のご案内

飛沫を抑えて安心と信頼できる店舗を実現！

- 県の感染防止対策取組書の普及により各店舗の感染防止対策は進みましたが、飛沫によって感染する新型コロナウイルスの感染リスクを下げるためには、飛沫を抑えることが大切です。
- マスク飲食実施店認証制度は、店舗の利用者一人ひとりが基本的な感染防止対策(M・A・S・K)に加え、「マスク飲食」の徹底を図ることで、飲食店等の事業者のみなさまの持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心できる店舗の利用を目指します。

認証書▶▶



マスク飲食の徹底 = 食事中も**会話**をするときは**必ずマスク**を徹底！



- 1 片方の耳ひも部分を持ち、耳から**マスク**を外して飲食
- 2 会話をするときには、再び**マスク**を着用

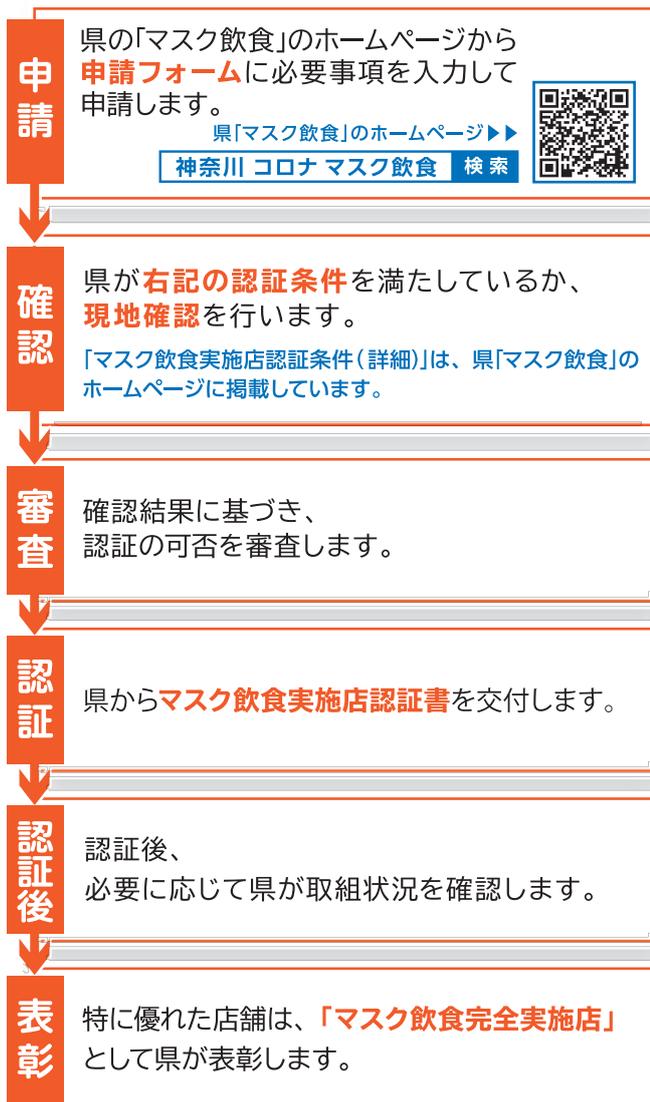


認証のメリットは？

- 1 お客様に安心して飲食できる店舗であることをPR！
- 2 県による様々な広報により店舗を全面的にPR！
- 3 特に優れた店舗は「マスク飲食完全実施店」として県が表彰します！

M A S K

申請から認証までの主な流れ



マスク飲食実施店認証条件

感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信(宣言)
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送、ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ(注文した料理を待っている間を含む)
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

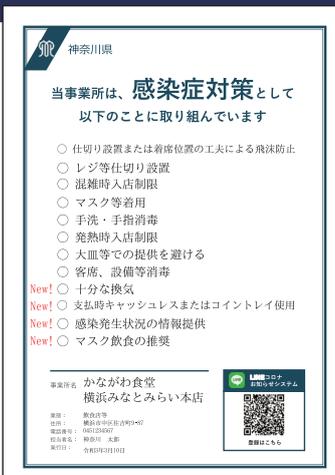
- ▶ 申請前において、上記の各認証条件に取り組んでいただいている必要があります。
- ▶ 各認証条件には詳細な内容があります。県のホームページに掲載していますので、申請の際は事前に必ずご確認ください。
- ▶ パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

申請に係る留意事項 必ずお読みください

- 今後、感染状況の改善等に応じて、マスク飲食実施店を時短要請の対象から除外するなど、一定のインセンティブを設けることを検討します。
- この認証制度の認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。
- 申請するためには、県の「感染防止対策取組書(右図)」の登録が必要となります。

「感染防止対策取組書」にまだ登録していない方は、県のホームページから登録することができます。

知っていますか? 感染防止対策取組書 神奈川県 感染防止対策取組書 検索



県「感染防止対策取組書」

認証制度の概要・申請

県「マスク飲食」のホームページ▶▶▶

神奈川 コロナ マスク飲食 検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/mask/index.html>

お問い合わせ 9時~17時 年末年始を除く

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル **0570-056774**

「音声案内」が流れたら **2**「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択してください